



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
10月3日  
第450号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 告 示

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の10第1項の規定に基づく認定の取消し(防災危機管理局).....	1
介護保険法による介護老人保健施設の廃止の届出(医療福祉推進課).....	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(障害福祉課).....	2
土地収用法に基づく事業の認定(監理課).....	2
道路区域の変更(道路保全課).....	4
道路の供用開始(道路保全課).....	4

### ○ 公 告

公共測量実施公告(監理課).....	5
--------------------	---

### ○ 健康福祉事務所告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(湖東).....	5
--	---

### ○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告(大津・南部).....	6
------------------------------	---

### ○ 土木事務所公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(東近江).....	6
-----------------------------------	---

### ○ 道路公社公告

有料道路に係る料金の徴収施設およびその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法の変更公告.....	7
---	---

### ○ 正 誤

令和5年9月26日付け第448号都市計画変更案縦覧公告中.....	7
-----------------------------------	---

## 告 示

### 滋賀県告示第351号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第35条の10第1項の規定に基づき、次の認定液化石油ガス販売事業者の認定を取り消した。

令和5年10月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 認定液化石油ガス販売事業者の名称および所在地 株式会社高山燃料 長浜市宮司町399番地

2 取消年月日 令和5年9月1日

### 滋賀県告示第352号

介護保険法(平成9年法律第123号)第99条第2項の規定により、次のとおり介護老人保健施設から廃止の届出があった。

令和5年10月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	開設者の名称および 代表者の氏名 または開設者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	廃止年月日	介護保険 事業所番号
甲賀市立介護老人 保健施設ケアセン ターささゆり	甲賀市水口町貴 生川293番地1	甲賀市 甲賀市長 岩永裕貴	甲賀市水口町水 口6053番地	令和5.9.30	2551480037

-----

#### 滋賀県告示第353号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年10月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所 の 名 称	事業所の 所 在 地	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	指定障害福祉 サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
デイセン ター・お りーぶ	高島市新旭町 針江5-229	特定非営利活 動法人リバ ティエー・ウィ メンズハウ ス・おりーぶ	大津市南小松 1594番地357	自立訓練(生活 訓練)	2512200292	令和5.9.30

-----

#### 滋賀県告示第354号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。  
令和5年10月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 起業者の名称 竜王町
- 2 事業の種類 竜王町中心核「交流・文教ゾーン」整備事業
- 3 起業地
  - (1) 取用の部分 蒲生郡竜王町大字綾戸地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由 申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
  - (1) 法第20条第1号(収用適格事業)の要件への適合性について
 

申請に係る竜王町中心核「交流・文教ゾーン」整備事業(以下「本件事業」という。)は、竜王町立竜王小学校(以下「竜王小学校」という。)、竜王町立竜王こども園(以下「竜王こども園」という。)、竜王小学校区学童保育所(以下「学童保育所」という。)、竜王町学校給食センター(以下「学校給食センター」という。)、(仮称)竜王コミュニティセンター(以下「コミュニティセンター」という。)、公園、共用駐車場、歩行者専用道路および管理用通路を一体的・複合的に整備するものである。

竜王小学校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校であることから法第3条第21号に該当し、竜王こども園および学童保育所は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業の用に供する施設であることから法第3条第23号に該当し、学校給食センターは、竜王町が直接の事業の用に供する施設であることから法第3条第31号に該当し、コミュニティセンター、公園および共用駐車場は、竜王町が設置する公共の用に供する施設であることから法第3条第32号に該当し、歩行者専用道路および管理用通路は、本件事業のために欠くことができない施設であることから法第3条第35号に該当する。

したがって、本件事業は、法第3条第21号、第23号、第31号、第32号および第35号に関する事業に該当する。以上のことから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 法第20条第2号(起業者の意思と能力)の要件への適合性について
 

本件事業の起業者である竜王町は、本件事業において各施設の整備を行うことが明記されている「第六次竜王町総合計画」について、令和3年3月竜王町議会定例会において可決を得ているとともに、必要な事業費については、令和5年度以前分は予算計上し可決を得ており、財源措置も講じている。また、令和6年度以降分につい

でも予算措置をすることを確約している。

したがって、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

以上のことから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号(適正かつ合理的な土地利用)の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益 竜王町の人口は平成7年の13,650人をピークに減少が続き、このまま対策を講じなかった場合、令和22年には9,220人まで減少する推計となっており、人口減少が課題となっている。加えて竜王町は県内で唯一鉄道駅がなく、町の中心拠点の形成が困難である。さらに、現在保有している公共施設については、適宜改修を行っているものの築年数が経過しており、築30年以上を経過した施設が延床面積全体の75.2%を占めている。同規模自治体における同割合は平均35.9%となっていることから、全国規模でも公共施設の老朽化が顕著である。

これら竜王町が抱える課題の改善・解決を図り、将来にわたり全ての町民が安心して暮らし続けられることができる利便性の高いまちの実現をめざすため、令和2年7月、「竜王町コンパクトシティ化構想」(以下「本構想」という。)が策定された。本構想は、町の本風景である農業を守り育てつつ、地域バランスに配慮しながら、様々な機能を効果的に配置するため、役場周辺を「中心核」として位置付け、5つのゾーン「交流・文教ゾーン」、「居住ゾーン」、「複合ゾーン」、「商業ゾーン(整備済み)」および「行政ゾーン(整備済み)」に区分し、順に整備を行うこととしている。

「交流・文教ゾーン」が整備されることは、子育て環境・教育環境が向上するとともに、町民の交流の促進とくらしの快適性に直結することから、引き続いて行うこととしている「居住ゾーン」「複合ゾーン」の整備を促進し、整備済みである「行政ゾーン」「商業ゾーン」を含めた中心核を形成し、本構想の実現につながるものである。

施設を集約して整備することで、教育施設間の連携がとれ、駐車場等を共用化できることにより合理的な土地利用が図れるとともに、ゾーン内は車両通行を制限することから児童・園児の安全確保が可能となる。さらに、災害時に防災機能を付した各施設を有機的に連携させることにより、避難所としての機能が向上することは、同時に町全体の防災力を高めることとなる。

したがって、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益 本件事業の起業地は1,000㎡を超え、かつ、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地である勘定海路遺跡および八反田遺跡の範囲を含んでいる。埋蔵文化財調査について竜王町教育委員会と協議を行ったところ、起業地として編入することについては同意を得た上で試掘調査を実施し、その結果による指示に従い適正に処理するとされている。

また、本件事業は環境影響評価法(平成9年法律第81号)または滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)による環境影響評価の対象事業ではなく、事業の実施が環境に及ぼす影響については詳細な調査は実施していないが、現地視認や文献調査の結果により保護のために特別な措置を講ずべき動植物は確認されていない。

さらに、起業地は農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づき指定された農業振興地域であり、かつ、竜王農業振興地域整備計画における農用地区域に位置付けられており、また、ほ場整備が行われた優良農地である。本件事業の起業地となる綾戸地区は、集落営農組織および認定農業者を中心に良好な営農が行われてきたが、本件事業により耕作面積は減少することとなる。しかしながら、綾戸地区において作成される農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づく地域計画(目標地図)について、本件事業地はあらかじめ対象地から除外される見通しであり、地域としても本件事業地を農地として集積・集約化を図る土地としていないこと、本件事業地外にも一定規模の耕作地があり引き続き耕作されること、周辺の農地利用が継続される区域に対し用排水路を確保することから、綾戸地区および周辺地域の営農の経営や作業効率、周辺農地の耕作に支障はないものと認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は存するが、その影響は限定的であると認められる。

ウ 事業計画の合理性 本件事業の計画に当たっては、本構想により定める中心核の1ゾーンとして、中心核全体として最適なゾーン配置とすること、既存の教育関連施設と連携がとりやすいこと、小学校への通学ルートが大きく変わらないことを選定要件として、「行政ゾーン」「商業ゾーン」に近接しており、かつ、まとまりのある用地を確保できる場所、それぞれ3つの候補地を選定している。さらに、それらを地理的条件、周辺環境、利便性、支障物件の有無および経済的な観点等から総合的に判断した結果、最も適切であると認められる起業地が選定されたものであり、申請案が最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる

公共の利益は失われる利益に優越すると認められ、事業計画は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号(公益上の必要性)の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性 各ゾーンの整備にあたり、まずは、児童の安全安心な教育のため、まもなく耐用年数を迎える、または既に耐用年数を経過した各教育施設の早期整備が必要である。さらに、時代の変化とともに求められるようになった教育ニーズへの対応はもとより、交通安全面への配慮や防災・コミュニティ活動等の地域ニーズに対応するため、各施設を個別整備するのではなく、ゾーンとして一体的に整備する必要がある。このことから、「交流・文教ゾーン」をリーディングプロジェクトとして最も優先的に整備を行うこととされている。

したがって、本件事業を早期に実施する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲および収用または使用の別の合理性 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全面的かつ恒久的な土地利用に供されるものであり、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論 以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 竜王町中心核整備課

-----  
滋賀県告示第355号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年10月3日から令和5年10月17日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月3日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	湖東彦根線	愛知郡愛荘町川原字茶ノ前1075番6地先から	変更後	最小 13.9m 最大 50.2m	98.1m	道路改良工事(迂回路設置)に伴う道路区域の変更
		愛知郡愛荘町川原字茶ノ前1075番6地先まで	変更前	最小 13.9m 最大 40.2m		

-----  
滋賀県告示第356号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年10月3日から令和5年10月17日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月3日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
国道422号	大津市大石東三丁目字倉骨903番1地先から	令和5.10.3	L=123.2m

	大津市大石東三丁目字倉骨919番3地先まで	9時	
宇治田原大石東線	大津市大石小田原町字田尻832番1地先から 大津市大石小田原町字田尻839番1地先まで	令和5.10.3 9時	L=134.1m
湖東彦根線	愛知郡愛荘町川原字茶ノ前1075番6地先から 愛知郡愛荘町川原字茶ノ前1075番6地先まで	令和5.10.3 9時	L=98.1m

公 告

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、野洲市長 栢木 進から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年10月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 2 作業の地域 野洲市全域
- 3 作業の期間 令和5年9月22日から令和6年3月31日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年10月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(既存空中写真を利用した数値地形図作成)
- 2 作業の地域 草津市下物町、芦浦町、下寺町、片岡町、志那中町、志那町、北大萱町、下笠町、北山田町、山田町
- 3 作業の期間 令和5年10月2日から令和6年3月29日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、彦根市長 和田 裕行から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年10月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基盤地図データ更新)
- 2 作業の地域 彦根市全域
- 3 作業の終了日 令和5年10月5日から令和6年3月25日まで

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年10月3日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
アクア彦根訪問介護	彦根市野田山町竹ヶ下918-1	株式会社 スタッフシュウエイ	愛知県東海市名和町後西19番地	居宅介護 重度訪問介護	令和5.10.1	2510200807

## 農業農村振興事務所公告

## 土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、馬場山寺土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年10月3日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 茶野正徳

## 1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	奥村昭政	草津市山寺町399番地
〃	奥村次一	同 市馬場町735番地
〃	奥村豊茂	同 所334番地
〃	奥村芳正	同 市山寺町477番地
〃	小林茂治	同 所87番地
〃	林中良彦	同 市馬場町935番地
〃	山口晃	同 市山寺町794番地
〃	山中三治	同 市馬場町530番地
〃	山本章	栗東市荒張1107番地 1
監事	中井守	草津市馬場町529番地
〃	山本忠	同 所671番地

## 2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	奥村昭政	草津市山寺町399番地
〃	奥村次一	同 市馬場町735番地
〃	奥村豊茂	同 所334番地
〃	奥村芳正	同 市山寺町477番地
〃	小林茂治	同 所87番地
〃	林中良彦	同 市馬場町935番地
〃	山口晃	同 市山寺町794番地
〃	山中三治	同 市馬場町530番地
〃	山本章	栗東市荒張1107番地 1
監事	中井守	草津市馬場町529番地
〃	太田一郎	栗東市出庭2218番地 1

## 土木事務所公告

## 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年10月3日

滋賀県東近江土木事務所長 橋本聡

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
京都府乙訓郡大山崎町大山崎白味才37-103 竹山永一	蒲生郡竜王町大字山之上宇西山2153番2、2151番5	404.04㎡	令和5.9.26	000553

道 路 公 社 公 告

有料道路に係る料金の徴収施設およびその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法の変更公告

道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第24条第4項に基づき、滋賀県道路公社の有料道路に係る料金の徴収施設およびその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法に係る変更を次のとおり公告する。

変更後の内容は令和5年9月6日から適用する。

令和5年10月3日

滋賀県道路公社理事長 嶋 寺 源 一

第1条中「公社が」を削り、「基づき料金を徴収する」を「おける運転者が通行させる」に改める。

正 誤

令和5年9月26日付け第448号都市計画変更案縦覧公告中

ページ	行	誤	正
2	下から1	3・5・60号 志賀駅前線	3・4・60号 志賀駅前線

